

第 11 次広島市交通安全計画の作成について

1 計画の趣旨

交通安全対策基本法（以下「法」という。）第26条の規定により、広島県交通安全計画に基づき、広島市域における陸上交通の安全に関して、広島市及び関係行政機関等が講ずべき施策の大綱を定めるものです。

昭和46年度に第1次計画を作成以降、5年ごとに改定を行っており、令和3年6月に県計画が作成されたことを受け、第11次計画の作成を行うものです。

2 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

3 計画作成の主体

広島市交通安全対策会議

※ 法第18条に基づき、広島市交通安全対策会議条例により設置

(1) 所掌事務

広島市交通安全計画を作成し推進すること

(2) 組織

国、広島県、広島市などの関係行政機関で構成

4 計画（案）の概要等

(1) 作成担当機関

資料2（第11次広島市交通安全計画（案）の体系と担当機関）のとおり

(2) 概要

資料3（第11次広島市交通安全計画（案）の概要）のとおり

5 作成までのスケジュール

日 付		経 過
令和 3 年	6 月 24 日	関係機関に対する原案作成依頼
	9 月 21 日	交通安全に関する市民意見の募集 (本市ホームページ・～9月30日)
	10 月 1 日	関係機関に対する事務局（案）の内容確認及び修正依頼
	12 月 13 日	市議会建設委員会に計画（素案）を報告
	12 月 15 日	広島市交通安全対策会議幹事会の開催 (書面審議回答期日)・・・計画（案）の了承
令和 4 年	2 月 7 日	広島市交通安全対策会議の開催（書面審議の回答期日）
	2 月中	計画の公表（市ホームページ掲載、冊子配布）